

宮古島市立平良第一小学校創立140周年記念事業期成会会則

第1条（名称）

本会は「宮古島市立平良第一小学校創立140周年記念事業期成会」と称し、事務局を宮古島市立平良第一小学校内に置く。（所在地：沖縄県宮古島市平良字下里1141番地）

第2条（目的）

本会は、創立140周年記念事業を計画し、推進することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 記念事業及び行事の企画運営
- (2) 記念事業に対する募金
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条（組織）

本会は、本校PTA会員、本校職員、同窓会会員、その他趣旨に賛同する有志をもって組織とする。

第5条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長：1名 副会長：若干名 監査員：2名 事務局長：1名 会計：2名 顧問：若干名

第6条（役員の選出）

役員の選出は次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、監査員は会員の中から選出し、総会の承認を得る。
- (2) 事務局長、会計は、会員の中から会長が委嘱する。
- (3) 顧問は、運営委員会の推薦を得て会長が委嘱する。

第7条（役員の任務）

役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。
- (3) 事務局長は、会長の命を受け本会の庶務・会計を処理する。
- (4) 監査員は、本会の会計を監査する。
- (5) 顧問は、本会の会務について指導助言をする。

第8条（役員の任期）

役員の任期は創立140周年記念事業の終了までとする。

第9条（会議）

本会に次の会議を置く。

(1) 総会

総会は会長が必要に応じて招集し、最高議決機関として次の事項について審議・決定する。

ただし、緊急を要する場合は、運営委員会をもって総会にかえることができる

- ①会長、副会長、監査委員の選出
- ②規約の改廃の承認
- ③事業計画の
- ④予算及び決算の承認
- ⑤その他、必要と認める事項

(2) 運営委員会

運営委員会は、会長、副会長、校長、各種正副委員長、事務局長、会計及び必要と認める者で構成し、必要に応じて会長が招集する。

- ①事業の企画、運営に関する事項

- ②事業執行上、緊急を要する事項の審議
- ③その他、必要と認める事項

(3) 各種委員会

委員会は、PTA会員及びOB会員、同窓会会員、学校職員の中から選出し、運営委員会の決定に基づき、本事業の遂行にあたる。

①総務・式典祝賀会委員会

(記念事業の企画・運営・調整、各委員会との連絡・調整、記念事業の進捗状況の把握、表彰者の選定、式典の企画・運営・賞状・記念品・招待者の案内・祝賀会の企画・運営・祝賀会に関すること、その他必要な事項)

②財務委員会

(事業資金の計画、造成、予算・決算(収入・支出)募金計画、手続き、実施、その他財務に関すること)

③記念誌編集委員会

(記念事業の内容・記録・写真資料等の収集・冊子作成、その他冊子に関すること)

④各期同窓会

(同窓会の名簿作成・同窓会に割り当てられた業務に関すること)

第10条 (経費)

この会の会費は、寄付金及びその他の収入等をもって充てる。

第11条 (会計)

(1) 会計監査は、本会監査委員を持って充てる

(2) 決算については、本事業終了後、監査を経て総会にて報告・承認を得る。

(3) この会の諸帳簿を置く。

①規約

②役員名簿

③事業計画及び予算決算書

④表彰者名簿

⑤寄付者名簿

⑥預金通帳

⑦現金出納簿

⑧証ひょう書類

⑨会議その他の記録簿

⑩その他必要な帳簿

第12条 (表彰)

この会の目的遂行に特に功績のあった者、並びに本校教育向上に顕著なものに対して、表彰を行う。

(1) 教育功労賞(130周年以降の校長、教頭、その他職員から選出する)

(2) PTA活動功労賞(130周年以降のPTA会長、特にPTA活動を頑張った方)

(3) ボランティア活動功労賞(PTA会計活動以外で学校の活動に貢献された方・コーチや挨拶運動等)

(4) 高額寄付者(5万円から)

第13条 (解散)

本会は、総会にて事業報告・決算報告を行い、承認を受けて解散する。

第14条 (残余財産の処分)

本会に残余財産が生じた場合は、すべて宮古島市教育委員会に寄付する。

第15条 (付則)

本会則は、令和4年9月 日より施行する。